

北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議

去る7月28日、北朝鮮は我が国をはじめ国際社会からの度重なる警告にもかかわらず、またしても弾道ミサイルの発射という凶行に及んだ。

この行為は、弾道ミサイルの発射を禁じた国連安保理決議に明白に違反し、我が国や東アジア地域をはじめ国際社会の平和と安全に極めて重大な脅威を与えるものであり、断じて容認することはできない。

北朝鮮はこれまでも弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返してきており、今回の発射も7月4日の弾道ミサイルの発射に引き続くものであり、国際社会の平和と安定を損なう挑発的行為はエスカレートするばかりである。

よって本県議会は、たび重なる暴挙に対して厳重に抗議し強く非難するとともに、世界平和の実現に向け、全世界が一体となって全力を挙げて取り組むよう、強く訴える。

以上、決議する。

平成29年7月31日

静岡県議会

参考送付先

衆議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	
参議院議長	総務大臣	防衛大臣	あて